

市民主体のまちづくり活動プロモーション業務に係る説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

市民主体のまちづくり活動プロモーション業務

(2) 業務内容

市民主体のまちづくり活動プロモーション業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 予算額

5,412,000 円（消費税相当額を含む。）

(6) 成果品

ア 成果品の種類及び提出期限

(ア) 啓発動画

- ① 撮影素材及び一覧表（映像制作用に撮影した映像、写真、画像及びそれらの撮影日時、撮影場所等を記載した一覧表を作成）
- ② Webサイト用動画データ
mp4形式。コピーガードは行わず、発注者がパソコン等により複製できるもの。
- ③ サムネイル
動画コンテンツに応じたサムネイルを制作し納品すること。形式は JPEG 及び PDF 各1部。
- ④ 一般的な家庭用プレイヤー等での再生用動画データ
- ⑤ 透過ディスプレイ用動画データ
mp4形式。フルHD画質（W1920PIX×H1080PIX）
- ⑥ 上記のデータについてDVD等の記憶媒体に保存したものを、①・②・③については各1枚、④については、10枚納品すること。⑤については保存可能なUSBメモリ等の大容量記憶媒体1個を納品すること。
- ⑦ 納入期限
【テーマ①】自治会：令和7年11月28日（金）
【テーマ②】地域コミュニティ連絡協議会：令和7年12月26日（金）

(イ) 自由提案によるもの

- ① 実施内容一式関係で長崎市と受託者が協議の上、提出するものとする。
- ② 納入期限

提案内容に基づき長崎市と受託者が協議の上、提出期限を設定するものとする。

(ウ) 実績報告書

業務完了後、実績報告書（業務の実績及び成果検証結果等をまとめたもの）を作成し、令和8年3月31日までに長崎市へ電子データで提出すること。なお、様式の詳細は長崎市との協議により決定する。

(7) その他

ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

- イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）に基づき、開示することがある。
- カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - （ア）提案資格を満たさないこととなった場合
 - （イ）参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て長崎市に帰属する。
- ケ 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。
- コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を 3（3）の場所に届け出なければならない。

2 スケジュール（予定）

内容	期限等
公告日	令和 7 年 5 月 8 日（木）
説明書その他資料配布期間	令和 7 年 5 月 8 日（木）から 令和 7 年 7 月 4 日（金）15 時まで
説明書等に対する質問提出期間	令和 7 年 5 月 8 日（木）から 令和 7 年 5 月 26 日（月）15 時まで
質問に対する回答期限	令和 7 年 5 月 29 日（木）15 時まで ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは適宜回答します。
参加表明の手続き期限	令和 7 年 5 月 22 日（木）
提案書提出要請日	令和 7 年 5 月 26 日（月）
提案書提出期限	令和 7 年 7 月 7 日（月）15 時まで
ヒアリング実施日	令和 7 年 7 月 10 日（木）
決定・非決定通知日	令和 7 年 7 月 14 日（月）
見積書提出期限	令和 7 年 7 月 18 日（金） ※特定者に対して予め自治振興課から連絡します。
契約締結予定日	令和 7 年 7 月 22 日（火）

3 参加表明の手続き

(1) 提出書類（第1号様式及び様式ア）

「公募型プロポーザル参加表明書」及び「担当者連絡先」

(2) 提出期限

令和7年5月22日（木）15時必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(3) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 10階

長崎市民生活部自治振興課（電話：095-829-1134）

(4) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

電子メール及びFAXによる提出は受け付けないので留意すること。

4 提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和7年5月26日（月）

5 説明書等に対する質問

(1) 受付方法

質問書（様式キ）に記載の上、電子メール又はFAXにより下記（3）に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和7年5月26日（月）15時必着

(3) 質問書送付先及び連絡先

長崎市民生活部自治振興課

電話：095-829-1134

E-mail: jichishin@city.nagasaki.lg.jp FAX：095-829-1233

(4) 質問に対する回答

令和7年5月29日（木）15時までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式ク）により参加表明書を提出し、提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はFAXで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

6 提案書の提出

(1) 提出書類

文書番号	書類名	様式種別	作成要領
1	提案書	第4号様式	—
2	組織調書	様式イ	—

文書番号	書類名	様式種別	作成要領
3	業務実績等調書	様式ウ	<p>①過去に同種業務※を実施した実績を記載すること。 ※同種業務とは、20代から40代の子育て世代を含む若い世代を主な対象とした、国、地方自治体又は企業・団体等のプロモーション（動画・CM）に関する業務又はそれに類する業務をいう。</p> <p>②令和2年4月から令和7年3月末までに完了したものを記載すること。</p> <p>③②の記入内容を証明する書類（契約書、仕様書等の写しなど）を添付すること。</p>
4	参考見積書	様式工	<p>①予算額（円）を超える場合は、審査の対象としない。</p> <p>②人件費、物件費、その他経費毎に明細を記載すること。</p> <p>③値引き、マイナス計上をしないこと。</p>
5	業務等の実施方針	様式才	業務等への取組体制、提案の実現性などの特徴、特に重視する業務上の配慮事項（提案を求めている内容を除く）及びその他の業務を実施するうえでの配慮事項等を簡潔に記述すること。
6	業務等の実施手法	様式カまたは任意様式	<p>次の内容を盛り込むこと。</p> <p>①実施にあたっての全体スケジュール</p> <p>②実施手順（フロー）</p> <p>③実施にあたっての人員配置やその役割</p>
7	企画書	任意様式	<p>次の内容を盛り込むこと。必要に応じて根拠等を示すこと。</p> <p>①基本コンセプト 企画全体の考え方やコンセプトを記載すること。</p> <p>②実施体制 企画全体及び各業務の実施体制について記載すること。</p> <p>③啓発動画企画 企画や業務フロー、実施方針等を具体的にイメージできるように記載すること。</p> <p>④広告（テレビCM・SNS広告・TVer広告・街頭ビジョン）の運用 活用する放送局や放送時間、広告媒体数や目標表示回数、想定される街頭ビジョン等及びターゲットへの効果的な広報計画を記載すること。</p> <p>⑤自由提案 企画や業務フロー、実施方針等を具体的にイメージできるように記載すること。</p> <p>⑥成果指標 設定根拠が分かるよう記載すること。</p> <p>⑦期待される効果</p>

(2) 参考見積の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積りを提出すること。

ただし、その取扱いは、契約金額積算の際の参考及び受託候補者特定のための基準（別添「評価基準」に記載）の一部として用いることとする。

(3) 書類作成上の注意事項

用紙サイズは原則として日本産業規格A4版とし、文字サイズは全て10ポイント以上とする。

ただし、やむを得ない場合はA3版も可とする。なお、提案にあたっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

(4) 提出部数

提出書類一式をセットにしたものを10部（うち1部は会社名あり、9部は会社名なし）とし、提案書（第4号様式）については、裏面を白紙とする。また、同書類一式の会社名なしのものをデータ提供すること（送信先は下記11参照）。会社名なしについては、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載しないこと。

(5) 提出期限

令和7年7月7日（月）15時まで【必着】（提出期限内に上記3（3）に到達していること。）

(6) 提出方法

紙…持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法による。

データ…データ持参、電子メール

7 ヒアリング

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングを行う。

(1) 実施日

令和7年7月10日（木）（詳細については別途、ヒアリング予定表（様式ケ）にて通知する。）

(2) 持ち時間

説明20分以内及び質疑応答15分程度 計35分程度を予定（状況に応じて時間を変更する可能性がある。）

(3) 出席者

概ね3人以内とする。リモートも可とするが、会場に1名は来場すること。また、リモート参加する場合は、提案書の提出期限までに担当課に報告すること。

(4) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及び投影機は長崎市で用意する。

また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

8 受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、受託者を決定し、受託者として決定した者に対しては、決定通知書により、受託者として決定しなかった者に対しては、非決定通知

書により、それぞれ結果を通知する。

結果通知予定日 令和7年7月14日(月)

9 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、別添の「評価基準」のとおりとする。

10 契約書の作成の要否

要

11 担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所10階

長崎市市民生活部自治振興課

電話 095-829-1134 FAX 095-829-1233

電子メールアドレス jichishin@city.nagasaki.lg.jp